

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により被災された  
お客さまに対する電気料金等の特別措置について

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この大雨に伴う被害により、災害救助法が適用された青森県の1市1町1村およびその周辺地域2市4町2村の計11市町村<sup>※1</sup>において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、8月12日に経済産業大臣宛に認可申請を行い、本日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日<sup>※2</sup>の延伸

被災されたお客さまの2021年7月（支払期日が災害救助法適用日<sup>※3</sup>以降となるものに限り）、8月、9月および10月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金<sup>※4</sup>）は申し受けません。

3. 工事費負担金<sup>※5</sup>の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2022年2月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 臨時工事費<sup>※6</sup>の免除

被災されたお客さまが、2022年2月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2022年2月末日まで申し受けません。

6. 被災されたお客さまが、2022年2月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料<sup>※7</sup>は申し受けません。

※1、3

特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

電気料金等の特別措置の適用対象市町村（8月15日時点：11市町村）

<災害救助法適用日：8月10日>

■災害救助法適用対象市町村（1市1町1村）

青森県：むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村

■隣接市町村（2市4町2村）

青森県：青森市、十和田市、東津軽郡平内町、上北郡横浜町、上北郡東北町、  
下北郡大間町、下北郡東通村、下北郡佐井村

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※4 不使用料金は、基本料金の半額。

※5、6、7

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、  
お客さまへ電気を供給するために必要な設備を新たに設置したり、移動したり  
する場合等において、お客さまにご負担いただくものをいいます。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社お客さまセンターへお問い合わせいただくか、お近くの  
当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

お客さまセンター TEL. 0120-066-774

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

《お申し込み窓口》

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

青森県

- 青森支店生活提案グループ（青森市港町二丁目12番19号）
- むつ営業所お客さま提案課（むつ市小川町二丁目3番7号）
- 八戸営業所お客さま提案課（八戸市大字堤町11-2）

以 上